

J T U

2024 How to 人事

埼玉高教組
ニュース

NO. 665

発行 埼玉高等学校教職員組合

〒330-0062

さいたま市浦和区仲町3-13-10

ヤギシタビル4F

くじら

教育復興に向けて支援の輪を広げよう！

TEL 048-823-4071

FAX 048-823-4072

Eメール saikojtu@maple.ocn.ne.jp

2024年度当初人事異動 特別号

「人事に関する調書」のデジタル化だが、内容に特に変更ナシ！

◆作成方法は変更になったが、中身に変更はナシ！◆

今年度から「人事に関する調書」もデジタル化され、各自が総務事務システム上で入力・作成することになった。「評価シート」同様、これも埼玉県的全庁的なDXの推進計画に基づくものだ。ただし、合理的配慮が必要な障がいのある職員や、産休・育児休業、休職中等の職員、パソコンが一人一台整備されていない職種の職員など、その他理由があるときは、従来通りの「紙」での提出も可とされている。

入力後に「登録」をすれば、システム上で校長への提出、県教委への提出が完了する。作成された帳票(エクセル)は本人と校長以外は閲覧出来ず、帳票の内容は提出期間内(9月26日正午まで)であれば、何度でも変更可能だ。帳票は勿論、プリントアウトも出来るし、保存も可能である。また、ヒアリングの際に従来は調書のコピーなどが必要だったが、校長は画面上で見ることが可能なので、「面談時に紙を提出する必要はない」。

デジタル化はされたが、「人事に関する調書」の中身は変わらず、人事に関する方針も大きな変更はない。

◆異動方針に変更はナシだが、気になるのは定年延長・・・◆

「人事に関する調書」は大きく二つに分かれる。今年度末年齢が59歳以下の方は従来通りの調書形式だが、60歳と61歳～64歳の方は「暫定再任用及び定年引上げ後に関する意向調査票」に入力することになる。後者は、2024年度から定年年齢の引き上げが始まることから、60歳の職員が翌年度以降の勤務選択を行うための項目を追加した様式となる。

具体的には、年度末年齢が60歳の方は、以下の①～③を選択し、①を選択した場合は「人事に関する調書」の入力を行う。

- ①定年引上げによる継続任用(高齢者部分休業の取得を含む)
- ②一度退職して定年前再任用短時間勤務
- ③県での任用を希望しない

年度末年齢61歳～64歳の方は、①再任用を更新の場合は、フルタイム・短時間勤務の意向、配置の希望などを入力し、②再任用継続なしの場合は、それを選んで終了となる。

もう一度、県教委の方針をおさらいしてみよう。

- 経験人事：多様な経験を積み、視野を広め、資質の向上を図るとして、原則として1校目5年以内、2校目7年以内。
- 計画人事：各学校の特色に応じて、教員組織を充実させ、教育効果を高めるとともに、教員組織の不均衡を是正し、全県的な教育水準の向上を図るとして、3校目以降、その能力・適性を考慮し、原則として10年以内。
- 過員解消人事及び校内結婚などの特別な事情がある場合を除き、同一校在職3年未満の方は異動対象とはせず、「経験人事」「計画人事」対象者の異動を推進する。
- 定年退職者を除き、年度末同校在職3年目以降は、全て経験・計画いずれかの対象者となる。

上記に加えて、県教委は異動に関して、1校目:6年以上、2校目:8年以上、3校目:11年以上の者については、できるだけ早期の異動実現に努める、としているが、この部分が気になるところである。定年延長により、60歳で11年目、延長後の61歳で12年目、62歳で13年目となるような場合がありうる。再任用であれば「異動」はあるが、「同一校勤務」もある。県教委は杓子定規的に異動を組んではいけない。

◆定年までを見越した自分自身のライフスタイルを考えて調書を作成する！

私たち自身は、経験・計画人事の内容を踏まえての自分なりの人事構想を描く必要がある。定年後の暫定再任用期間も含めれば、現在の年齢から65歳までの勤務期間をどのような学校で過ごすのかを思い描きながら、調書を作成していただきたい。

入力により文字数の制限などもあるので、異動したい学校・異動の条件、理由などは出来るだけ分かりやすく簡潔に書くことが必要だ。提出前にプリントアウトして、しっかり推敲することをお薦めする。

◆異動を組むのはあくまでも県教委！ 調書作成・ヒアリングは丁寧に！

入力して登録した調書は校長と県教委に届く。県教委の担当者は皆さんの調書と校長が作成した具申を資料として異動を組む。具申の中身は校長が描く「人事構想」※1と皆さんのヒアリングの内容だ。(※1:校長自身が描く人事構想とは、皆さんの「異動したい」「異動したくない」に対して、「異動させてあげたい」「異動させたくない」を表明すること。)

さて、このような資料を基に異動は組まれるが、組む主体は県教委である。皆さんの希望や校長の構想はパズルを組み立てる上でのピースとするか否かの参考資料となる。参考資料とはいえ、校長の構想(意向)は重要だ。例えば、「異動したくない」という希望がある場合は、ヒアリングの際に校長に確認をしよう。校長の意向がすべてではないが、特に異動したくない場合、校長がそれを支持しているのか否かは重要だ。

最後にヒアリングについて。不本意な異動を組まれる多くのケースでは、ヒアリングの際の曖昧な答えがその引き金となっている。校長には校長の考えがあつて、その策略の中にもし入っているとしたら、落とし穴に落ちないように、ヒアリングは慎重に、丁寧に自分の希望を伝え、調書に書いていないことには触れず、余計なことは云わない、希望しないのであればキッパリ断ることを忘れないでいただきたい。

◆異動の基本は「希望と納得」。高教組はあなたの力になります！

どんなに希望しても、皆さんの意向が正確に伝えられず、ただのパズルのコマとされる可能性はゼロではない。私たち埼玉高教組は、組合員の人事異動希望実現のために、あらゆる努力を惜しまずにやる覚悟である。人事について不安や心配事などあったら、近くのくじら組合員や本部にご相談を。

入力した調書は保存可能で、期限内ならば何度でも修正可能。期限を過ぎた場合には、校長に申し出て変更することもできる。

◆忘れずにお願いします

組合員の方は保存した調書のコピーを本部に送っていただきたい。郵送でもFAXでもメール添付でも結構。臨任の方、非常勤の方については、別途用紙を発送し、組合人事調書をE-kujiraなどに添付するので、記入・入力のうえ、ご返送ください。

人事異動 の日程

8月21日(月)	人事に関する動画配信による校長への情報提供
8月22日(火)	校長が説明・調書作成のための資料などを配付→本人が入力して調書作成・登録→校長ヒアリング開始
9月26日(火)	登録した内容変更はこの日の正午まで
9月27日(水)	校長は一覧表を県教委に提出→県教委による校長ヒアリング、異動案作成着手、必要に応じて校長は教職員ヒアリング
2月中旬頃	一括提示(昨年度と同じぐらいの日とのこと)